

<医療機関の種類>

当院では下記の指定(認定)を受けています

- ・ 保険医療機関
- ・ 指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)
- ・ 指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- ・ 生活保護法指定医療機関
- ・ 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関
- ・ 難病指定医療機関
- ・ 原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱医療機関
- ・ 労災保険指定医療機関
- ・ 労災保険二次健診等給付指定医療機関
- ・ 結核予防法指定医療機関

<診療について>

診療時間は午前9時より午後5時までです。

当病院は救急指定病院です。夜間・日曜・祝日にかかわらず24時間医師が待機しており、必要な時はいつでも診察いたします。

<施設基準（九州厚生局へ届け出ている事項）>

基本診療料	地域包括ケア病棟入院料1・看護職員配置加算（1病棟50床） 療養病棟入院基本料1 療養病棟療養環境加算1 後発医薬品使用体制加算2 診療録管理体制加算3 感染対策向上加算2・連携強化加算 入退院支援加算1 データ提出加算2 認知症ケア加算3
特掲診療料	別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院 慢性腎臓病透析予防指導管理料 がん治療連携指導料 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算 検体検査管理加算1 CT撮影及びMRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満） 無菌製剤処理料 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1） 導入期加算1 透析液水質確保加算 及び慢性維持透析濾過加算 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術） 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 入院ベースアップ評価料（37）
食事療養・生活療養	入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）
その他	酸素の購入単価

<看護について>

当院では厚生労働大臣が定める基準による看護をおこなっています。

看護配置基準は下記のとおりです。

病棟	病床区分	1日に勤務している 看護職員の人数	看護職員1人あたりの患者受け持ち数	
			8:30~17:30	17:30~8:30
地域包括ケア病棟	地域包括ケア病床	12人以上	9人以内	17人以内
療養病棟	療養病床	9人以上 (9人以上)	11人以内 (11人以内)	32人以内 (32人以内)

※ カッコ内の数は、看護補助者の配置基準

<入院時食事療養費>

「入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

※患者様・ご家族等による飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。

<室料差額>

当院は、原則として患者様の病状に応じて病室をご案内しております。

患者様が個室を希望される場合は、個室料をご負担いただきます。

2階病棟（4室） 204・205・206・207号室・・・3,300円/日

3階病棟（4室） 301・302・303・304号室・・・3,300円/日

4階病棟（4室） 401・402・403・404号室・・・3,300円/日

<寝具（病衣）利用について>

病衣の利用を希望される際はお申し出下さい。

病衣一式利用料 30円/日